

福岡県公報

平成22年11月8日
第3181号

目次

告示(第1732号 - 第1759号)

公共測量の終了	(県土整備総務課)	1
公共測量の終了	(県土整備総務課)	1
公共測量の実施	(県土整備総務課)	2
市街地再開発組合の解散の認可	(都市計画課)	2
県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課)	2
家畜伝染病の発生	(畜産課)	2
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	3
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	4
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	4
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	5
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	5
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	5
公共測量の実施	(県土整備総務課)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	6

特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	7
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	7
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	8
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	8
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	8
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	9
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	9
換地を定めない土地の指定	(農村整備課)	9
道路の区域の変更	(道路維持課)	9

公 告

福岡県電子申請サービス導入業務の委託に係る提案の募集	(システム管理課)	10
意見募集の結果の公示	(漁業管理課)	10

告 示

福岡県告示第1732号
 測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量(3級基準点測量)
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市八幡西区楠橋一丁目外	平成22年10月1日

福岡県告示第1733号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（2・3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
一般県道豆田稲築線（嘉麻市岩崎）	平成22年8月31日

福岡県告示第1734号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（福岡県営土地改良事業八女東部第2地区 確定測量業務）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
八女市	平成22年8月27日から 平成23年3月18日まで

福岡県告示第1735号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定に基づき、JR久留米駅前第一街区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第6項の規定により次のように公告する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 組合の名称
JR久留米駅前第一街区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地
久留米市城南町3-12
- 3 設立認可の年月日
平成18年12月26日
- 4 解散認可の年月日
平成22年10月25日

福岡県告示第1736号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
県営畑地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成22年11月8日から 平成22年12月7日まで	福智町役場

福岡県告示第1737号

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻 生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生日月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	久留米市	22・10・21

福岡県告示第1738号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

うきは市浮羽町田籠字日南片1878の2、1879の2、1879の3

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

福岡県告示第1739号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

築上郡上毛町大字東上1463、1474（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1740号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見

の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ホームプラザナフコ苅田店

(2) 所在地 福岡県京都郡苅田町幸町6番7号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1741号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル甘木店

(2) 所在地 福岡県朝倉市屋永字西原4309番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1742号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市平山字山ノ口496の1、496の5、字シバセ574の1から574の5まで、574の8、574の11、575
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1743号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
遠賀郡岡垣町大字原字水源山504の5、505、504の2から504の4まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字原野510の1、510の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字一ノ井手593（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1744号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

保安林予定森林の所在場所等（平成22年6月福岡県告示第1000号）は取り消す。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字中川底888、889の1、1247
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び豊

前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1745号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

保安林予定森林の所在場所等（平成22年6月福岡県告示第1001号）は取り消す。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字川内106の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1746号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

保安林予定森林の所在場所等（平成22年6月福岡県告示第1063号）は取り消す。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

糸島市志摩師吉字岩尾1156、1157、1160、字袖ノ木1183

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1747号

筑後川土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住 所
野口 忠 義	久留米市城島町西青木736番地2

2 就任理事

氏名	住 所
野口 明 光	久留米市城島町西青木706番地

福岡県告示第1748号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（1・2・3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡県嘉麻市下山田地域	平成22年10月1日から 平成23年1月31日まで

福岡県告示第1749号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年10月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

（変更前）特定非営利活動法人イーザーハウス

（変更後）特定非営利活動法人さくらハウス

(2) 代表者の氏名

坂口 正子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡志免町別府三丁目2番23号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、住み慣れた地域の中で、高齢者や障害者といった自らの力で日常生活を送ることが困難になり援助が必要な方やその家族に対して、地域に根ざしたサービスをを行い精神的不安を取り除き、健やかに暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1750号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年10月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人暮らしの樹

(2) 代表者の氏名

中原 満里子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市合川町1106番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人が、地域で安心してこころ豊かに生活できるように、特に、最も支援が遅れている精神障害者を中心にして、さまざまな問題を一緒に考え、地域での生活や、就労への移行を支援することにより、誰もが安心して暮らせる、真に豊かで自立した社会作りを目指します。

福岡県告示第1751号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年10月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡県障害者雇用支援センター“あゆむ”

(2) 代表者の氏名

田中 正憲

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市百年公園1番1号久留米リサーチセンタービル4F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害者自立支援法に基づく事業や就労支援などを行うとともに、地域住民に対しても、障害者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1752号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年10月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人高齢者サポートセンター希望の家

(2) 代表者の氏名

牧山 祐子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市山本町耳納436番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、要介護者及び要支援者に対して、福祉及び介護に関する事業を行い、地域住民及び一般社会に寄与すること、及び未就学児教育事業等を行い、児童教育に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1753号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年10月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人愛里

(2) 代表者の氏名

安藤 敏子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市門司区大字畑1207番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者が要介護状態となった場合や障害を負った方においても自立した日常生活を営む事が出来るよう、日常生活上の世話及び機能訓練等を行なう。また、障害者の作業訓練及び生活指導を通じて社会進出の機会を提供する。このような事業を行なう事によって福祉の増進に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1754号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年10月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 日本医療福祉事業団

(2) 代表者の氏名

笹山 銀次郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川市大字伊加利1905番地7

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者とその家族、歯科医療機関、介護事業所等に対して予防歯科、予防介護の啓発支援事業等を実施し、社会ネットワーク構築に関する事業等を行い、誰もが安心して在宅生活・社会生活が送れるよう個々のニーズに合わせた支援をすることにより、保健・医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1755号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年10月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ふれあいの風

(2) 代表者の氏名

熊添 潤一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡東区藤見町7番14号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、高齢者及び障害者に対する生活環境整備及び介護や福祉の啓発に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1756号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年10月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人おさき坊

(2) 代表者の氏名

松野 勝典

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市向佐野2丁目11番28号

(4) 定款に記載された目的

この法人は障害を抱える家庭に対し、病児・病後児童保育や障害児の子育て支援を行うことで、障害福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1757号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年10月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人障害者自律支援機構ノーサイド

(2) 代表者の氏名

前田 誠一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区金田二丁目1番15号

(4) 定款に記載された目的

当該法人は、主に障害児・者の方を対象に 障害児の学童期における修学支援による同年代の児童及び生徒への障害に対する早期理解。 障害者の高等教育への修学支援を通じて、障害者の地位向上を図る。 障害者の文化・スポーツ活動の支援を通じて一般市民に障害への理解と協力を求める。 障害者の権利条約に基づいて作成された条例を市民に周知していただき、誰もが住みよい地域社会になるように啓発運動に取り組む。 障害者の生活支援及び移動支援の提供を行う方々の技術の向上を目的とした講座の開催。 障害児の就学前から高齢期に至るまでのそれぞれのライフステージにおける地域で安心して暮らせるように相談などを行いもって公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1758号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業唐原地区第2換地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
上毛町	上唐原		2661番1	田	1289

福岡県告示第1759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員（メートル）	延長（メートル）
福岡	県道	筑紫野線 古賀	前	糟屋郡新宮町大字立花口410番7先から 糟屋郡新宮町大字立花口429番1先まで	9.0 ～ 11.0	331.0
			前	同上	28.0 ～ 53.0	331.0
			後	同上	9.0 ～ 11.0	331.0

			後	同上	28.0 ~ 59.0	331.0
--	--	--	---	----	-------------------	-------

公 告

公告

次のとおり福岡県電子申請サービス導入業務の委託に係る提案を募集します。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 提案の内容

福岡県電子申請サービス導入業務の委託に係る提案（詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。）

2 提案資格

提案参加にあたっては、次に掲げる(1)から(3)までの要件をすべて満たしていること。

- (1) 総合行政ネットワークASPアプリケーション及びコンテンツサービスリスト（総合行政ネットワーク運営協議会）の分類として「電子申請・届出」に登録された者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の場所及び名称

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部システム管理課（運用班）
電話番号 092 - 643 - 3198

(2) 提案説明書の交付

ア 期間

この公告の日から平成22年11月18日（木）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

(3) 説明会の開催

ア 日時

平成22年11月10日（水）午後1時30分から

イ 場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁行政棟10階 O A 研修室

ウ その他

出席者は1者につき3名までとする。

(4) 提案書の提出

ア 期限

平成22年11月22日（月）午後5時00分

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

必ず持参すること（ただし、県の休日には受領しない。）。

公告

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則案について、平成22年7月1日から同月30日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成22年10月27日に公布しました。

平成22年11月8日

福岡県知事 麻 生 渡

問い合わせ先

農林水産部水産局漁業管理課漁協指導第二係

電話：092 - 643 - 3560

メールアドレス：gyokan@pref.fukuoka.lg.jp